

抵当権設定登記

増築(住宅を増築して抵当権の設定登記をするとき)

《必要書類》 写しで可

a 住民票 (転入手続後のもの)

※やむをえず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。

b 登記事項証明書

債権が家屋の増築のためであることが確認できる下記書類のうちいずれか1点

a 抵当権設定契約証書

b 金銭消費貸借契約書 等

※住宅を増築して抵当権の設定登記をする場合は、申請書・証明書の「新築されたもの」「建築年月日」をそれぞれ「増築されたもの」、「増築年月日」と書き換えご提出をお願いします。

転入手続き前(入居予定)の場合の必要書類について

家屋証明を取得される時点で申請者が新居に入居できない場合は下記の書類が追加で必要となります。

《追加必要書類》

a 転入手続き前現住所の住民票

b 申立書

入居できない理由等を記入

c 現住家屋の処分方法を示す書類

(例)

・現住の家屋が「賃貸」「社宅」「公宅」等の場合

「賃貸契約書」、「社宅(公宅)決定通知」、「給料明細(家賃天引がわかるもの)」等 (いずれか1つ)

・現住の家屋(持家)を売却する場合

「売買契約書」、「不動産仲介業者等との媒介契約書」等 (いずれか1つ)

・現住の家屋(持家)を賃貸する場合

「賃貸契約書」、「不動産仲介業者等との媒介契約書」等 (いずれか1つ)

・現住の家屋(持家)に親族等が住む場合

「親族等からの申立書」

d 申立て内容を疎明する書類

(例)

・引越しの契約の関係で入居が間に合わない場合

「引越しの見積書・契約書」など引越日が確認できるもの

・抵当権設定登記を急ぐため入居が間に合わない場合

「抵当権設定契約証書」、「金銭消費貸借契約書」等 (いずれか1つ)

・リフォーム工事を行うため、登記までに入居ができない場合

「工事契約書」等

・申請者が単身赴任で入居することができない場合

「申請者本人以外の世帯全員の住民票(新居に住所を移した後のもの)」及び「戸籍謄本」

・子どもの就学のため

「申請者及び未入居の原因となる子どもの住民票」